

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
【本編】 Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守【共通】 Ⅱ－３－１－５ <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第２条）</u> Ⅱ－３－１－５－１ <u>主な着眼点【共通】</u> <u>系統金融機関が、その事業を通じて、社会に付加価値をもたら</u> <u>し、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客</u> <u>の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業</u> <u>務を行うことが求められる。そこで、系統金融機関が、必ずしも短</u> <u>期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をど</u> <u>のように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、</u> <u>組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正</u> <u>に業務を遂行しているかを検証する。</u> Ⅱ－３－１－５－２ <u>監督手法・対応【共通】</u> <u>日常の監督事務や、不祥事件等届出書等を通じて把握された系</u> <u>統金融機関の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリ</u> <u>ングを行うことや、必要に応じて農協法第 93 条又は農中法第 83</u> <u>条に基づく報告を求めることを通じて、系統金融機関における自</u> <u>主的な業務改善状況を把握することとする。系統金融機関におけ</u>	【本編】 Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守【共通】 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>る健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 又は農中法第 85 条に基づく業務改善命令の発出等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、農協法第 95 条又は農中法第 86 条に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u> Ⅱ－3－1－6 出資増強時における留意点【共通】 Ⅱ－3－1－6－1 (略) Ⅱ－3－1－6－2 (略) Ⅱ－3－1－7 不適切な取引等 Ⅱ－3－1－7－1 (略) Ⅱ－3－1－7－2 (略) Ⅱ－3－2 利用者保護等 Ⅱ－3－2－5 預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－3－2－5－2 主な着眼点【共通】 上記の意義を踏まえ、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。 (1)～(3) (略) (4) リスク性商品に係る業務 ① (略) ② 特定預貯金等の受入れ 特定預貯金等については、金融商品取引法の行為規制が準用	Ⅱ－3－1－5 出資増強時における留意点【共通】 Ⅱ－3－1－5－1 (略) Ⅱ－3－1－5－2 (略) Ⅱ－3－1－6 不適切な取引等 Ⅱ－3－1－6－1 (略) Ⅱ－3－1－6－2 (略) Ⅱ－3－2 利用者保護等 Ⅱ－3－2－5 預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－3－2－5－2 主な着眼点【共通】 上記の意義を踏まえ、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。 (1)～(3) (略) (4) リスク性商品に係る業務 ① (略) ② 特定預貯金等の受入れ 特定預貯金等については、金融商品取引法の行為規制が準用

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「<u>Ⅲ－２－３－２－１</u>適合性原則」、「<u>Ⅲ－２－３－２－３</u>広告等の規制」、「<u>Ⅲ－２－３－２－４</u>顧客に対する説明態勢」、「<u>Ⅳ－３－１－２（３）</u>高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。 （以下略） ③・④（略） （５）（略） Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性・十分性 Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応 Ⅲ－４－６－２－４ 自己資本の質の維持・資本政策の確認【農中】 資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、増資時（その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行時を含む。）において、必要に応じて、以下に関する資料の提出を求めることとする。 ①～③（略） （注）なお、増資（その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行を含む。）のコンプライアンスについては、<u>Ⅱ－３－１－６</u>を参照。 Ⅳ 特定信用事業代理業	されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「<u>Ⅲ－２－３－１</u>適合性原則」、「<u>Ⅲ－２－３－３</u>広告等の規制」、「<u>Ⅲ－２－３－４</u>顧客に対する説明態勢」、「<u>Ⅳ－３－１－２（３）</u>高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。 （以下略） ③・④（略） （５）（略） Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ－４－６ 自己資本の適切性・十分性 Ⅲ－４－６－２ 監督手法・対応 Ⅲ－４－６－２－４ 自己資本の質の維持・資本政策の確認【農中】 資本充実の原則の遵守及び資本の質の維持の観点から、増資時（その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行時を含む。）において、必要に応じて、以下に関する資料の提出を求めることとする。 ①～③（略） （注）なお、増資（その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段の発行を含む。）のコンプライアンスについては、<u>Ⅱ－３－１－５</u>を参照。 Ⅳ 特定信用事業代理業

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
IV-4 特定信用事業代理業者 IV-4-2 主な着眼点【組合】 IV-4-2-1 特定信用事業代理業者の禁止行為、不適切な取引等【組合】 (1)～(3) (略) (4) 上記(1)から(3)までのほか、不適切な取引等の防止に関しては <u>II-3-1-7</u> に準じるものとする。 V 農林中央金庫代理業 V-4 農中代理業者 V-4-2 主な着眼点【農中】 V-4-2-1 農中代理業者の禁止行為、不適切な取引等【農中】 (1)～(3) (略) (4) 上記(1)から(3)までのほか、不適切な取引等の防止に関しては <u>II-3-1-7</u> に準じるものとする。 VI 特定信用事業電子決済等代行業及び農林中央金庫電子決済等代行業 VI-4 利用者保護ルール等 VI-4-1 意義 系統金融機関電子決済等代行業者のうち、農中法第 95 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号又は農協法 92 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号に掲げる行為を行う者が提供する決済サービス（系統金融機関電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。）	IV-4 特定信用事業代理業者 IV-4-2 主な着眼点【組合】 IV-4-2-1 特定信用事業代理業者の禁止行為、不適切な取引等【組合】 (1)～(3) (略) (4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関しては <u>II-3-1-6</u> に準じるものとする。 V 農林中央金庫代理業 V-4 農中代理業者 V-4-2 主な着眼点【農中】 V-4-2-1 農中代理業者の禁止行為、不適切な取引等【農中】 (1)～(3) (略) (4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関しては <u>II-3-1-6</u> に準じるものとする。 VI 特定信用事業電子決済等代行業及び農林中央金庫電子決済等代行業 VI-4 利用者保護ルール等 VI-4-1 意義 系統金融機関電子決済等代行業者のうち、農中法第 95 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号又は農協法 92 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号に掲げる行為を行う者が提供する決済サービス（系統金融機関電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。）

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述（Ⅱ－３－６）の<u>とおり</u>、系統金融機関と系統金融機関外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、系統金融機関電子決済等代行業者及び系統金融機関の双方にとって重要な課題となっている。 以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する系統金融機関電子決済等代行業者においては、系統金融機関電子決済等代行業の利用者や連携・協働する系統金融機関の利用者（以下、Ⅵ－４及びⅥ－５において「利用者等」という。）の利益の保護を含む系統金融機関電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、系統金融機関電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。 <u>なお、金融サービス提供法第２条において、系統金融機関電子決済等代行業者及びその役職員に関しても、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務が求められる趣旨を踏まえ、Ⅱ－３－１－５に準じた対応を行う必要がある点に留意するものとする。</u> Ⅶ 業務代理組合が行う代理業務 Ⅶ－４ 業務代理組合 Ⅶ－４－２ 主な着眼点【共通】 Ⅶ－４－２－１ 業務代理組合の禁止行為、不適切な取引等【共通】	は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述（Ⅱ－３－６）の<u>通り</u>、系統金融機関と系統金融機関外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、系統金融機関電子決済等代行業者及び系統金融機関の双方にとって重要な課題となっている。 以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する系統金融機関電子決済等代行業者においては、系統金融機関電子決済等代行業の利用者や連携・協働する系統金融機関の利用者（以下、Ⅵ－４及びⅥ－５において「利用者等」という。）の利益の保護を含む系統金融機関電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、系統金融機関電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。 Ⅶ 業務代理組合が行う代理業務 Ⅶ－４ 業務代理組合 Ⅶ－４－２ 主な着眼点【共通】 Ⅶ－４－２－１ 業務代理組合の禁止行為、不適切な取引等【共通】

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
(1)～(3) (略) (4) 上記(1)から(3)までのほか、不適切な取引等の防止に関しては <u>Ⅱ－3－1－7</u> に準じるものとする。	(1)～(3) (略) (4) 上記(1)から(3)のほか、不適切な取引等の防止に関しては <u>Ⅱ－ 3－1－6</u> に準じるものとする。

附 則

この通知の改正は、令和6年11月1日から適用する。